

一般制限区域(国道 26 号、170 号、府道岸和田牛滝山貝塚線、府道泉大津美原線)

一般制限区域では、次の基準を満たす必要があります。

形式		自家用以外の広告物			自家用広告物	
		道路からの距離			道路からの距離	
		100m未満	100 m 以上 200m未満	200 m 以上 500m未満	500m未満	
屋上広告物	たて	掲出不可	建物の高さの 2/3 以内		同左	
	よこ		建物の幅の範囲内			
壁面広告物	たて		建物の高さの範囲内		同左	
	よこ		建物の幅の範囲内			
※その他の広告物等	表示面積		30 m <sup>2</sup> 以内	40 m <sup>2</sup> 以内		大きさ・高さの規定なし
	地上からの 高さ		5m以内 (広告塔は 15m以内)			

※その他の広告物には、耐火構造建築物以外の建築物に表示された広告物を含む。